

コロナ禍と暴力団事件（その2）

大阪弁護士会 民暴委員会委員
ながやま・かしもと法律事務所
弁護士 樫元雄生

1 はじめに

令和3年1月にコロナ禍と暴力団事件¹ということで書かせていただきましたが、その続きということで見ていただければと思います。

本稿執筆時（令和5年1月現在）、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類について、5月8日から、現在の「2類相当」から「5類」に位置付けが変更することになることが決定し²、ようやくコロナ禍の終息が見えてきたところです。

ところで、暴力団は、3年以上に及んだコロナ禍において、特に、総合支援資金貸付等をだまし取ったという給付金等に係る詐欺事件を起こしていたことが報道されています。

2 給付金等に係る詐欺事件の2パターン

このような給付金等に係る詐欺事件は2パターンあるといえます。

といたしましても大した分類ではなく、1つ目のパターンは、反社会的勢力の構成員自身が、給付金等に係る詐欺事件の主体となっている事件です。

2つ目のパターンは、反社会的勢力の構成員が、給付金等に係る詐欺事件を行うグループを取りまとめて集团的・組織的に詐欺を行っている事件です。こちらのパターンについては、税理士等の専門職をはじめとして、多人数が関与していたという内容が報道されています。

このように2パターンあるのは、オレオレ詐欺等の特殊詐欺事件についても同様であるといえます。

1つ目のパターンは、反社会的勢力の構成員が特殊詐欺の受け子、出し子という実行犯になっている事件であり、2つ目のパターンは、反社会的勢力の構成員が特殊詐欺の主犯・指示役、犯行準備役という犯行を指示する立場になっ

¹ 2021年1月 民暴弁護士のコラム コロナ禍と暴力団事件 樫村雄生弁護士

² 令和5年1月27日「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001046577.pdf>

ている事件です。

この点、特殊詐欺の場合における暴力団加入状況を見ると、構成員、元構成員又は準構成員・周辺者の構成比は、「主犯・指示役」及び「犯行準備役」では半分弱を占めた上、「架け子」及び「受け子・出し子」でも1割前後を占めているということのようです。

そのため、給付金等に係る詐欺事件においても、暴力団員は、実行犯ではなく、犯行を指示する立場として関与し、暴力団の資金源にしていることは想像に難くありません。

- 3 このように、反社会的勢力は、コロナ禍においても、本来、国民生活を保護するための政策を悪用し、金員をだまし取ろうとする姿勢を明確に表しました。

ようやくコロナ禍は終わりを迎えそうですが、アフターコロナにおいても反社会的勢力は、国を、会社を、人をだまし、お金を奪いとりようとする姿勢に変化はなく、手を変え、品を変えだまし続けるだろうと思います。

皆様におかれましては、おかしいことをおかしいと判断し、おかしいと判断したことには断固として拒絶する姿勢が求められます。

以上

※ 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※ 禁転載